

寒川町公共施設等総合管理計画

「未来の公共施設」ニュース

第 21 号 発行／令和3年7月

総務部 財産管理課 資産経営担当

TEL74-1111 内線531 FAX75-9907

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/somu/shisetusaihen/keikaku/tantou/keikaku/1448595400531.html>



寒川町公共施設等総合管理計画 の改訂について



寒川町



これまでに公表してきた公共施設等総合管理計画関係情報

目 次

●計画策定の理由について	3
●公共施設等総合管理計画について	5
●今回の改訂ポイント及び主旨について	6
●建築物の計画について	8
●各インフラ資産の保全計画について	10
・道路：舗装維持修繕計画	10
・橋りょう：橋りょう長寿命化修繕計画	11
・下水道：公共下水道事業経営戦略	12
・下水道：公共下水道事業ストックマネジメント 計画実施方針	13
・農業用水路：花川用水路 機能保全計画 宮田排水路 機能保全計画	14
●今後の進行管理について	15

計画策定の理由について

現状の課題 = 計画策定により解決すべき課題

- ◎ **公共施設等の老朽化** → ・ 対策を実施する上で、一斉に更新時期を迎える
- ◎ **更新財源問題** → ・ 老朽化対策費用が重なり、財政負担が増加
- ◎ **人口減少** → ・ 生産年齢人口の減少 = 町税の減少
- ◎ **少子・高齢社会** → ・ 社会保障費の増加
・ 社会構造に見合った公共施設等のあり方が求められる

現状の課題 = 計画策定により解決すべき課題（続き）

そのため、

『 寒川町公共施設等総合管理計画 』



を策定（平成29年3月）

各インフラ資産

道路、橋りょう、下水道
農業用水路、公園

建築物

学校、役場庁舎、図書館
体育館、町民センターなど

公共施設等総合管理計画について

公共施設等総合管理計画とは・・・

- (1) 平成29年3月に策定。平成28年度から40年間の計画
- (2) 40年間の長期的な視点で、公共施設等のあり方について提示
- (3) 建替え、統廃合、長寿命化等を計画的に実施し、財政負担軽減が目的

公共施設等総合管理計画

公共施設等の現況、各計画の
PDCAサイクルを改訂に反映

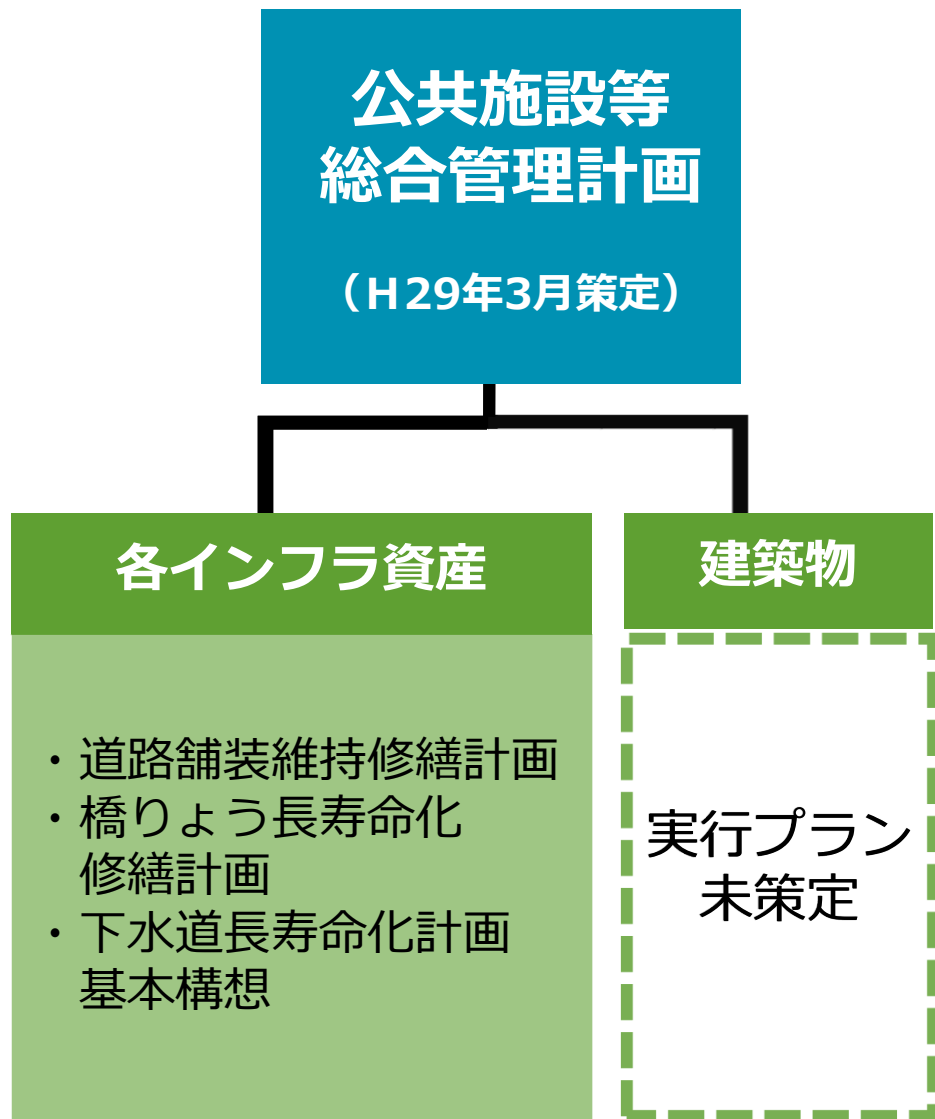
公共施設等総合管理計画の
基本方針を各計画へ反映

各インフラ資産の保全計画

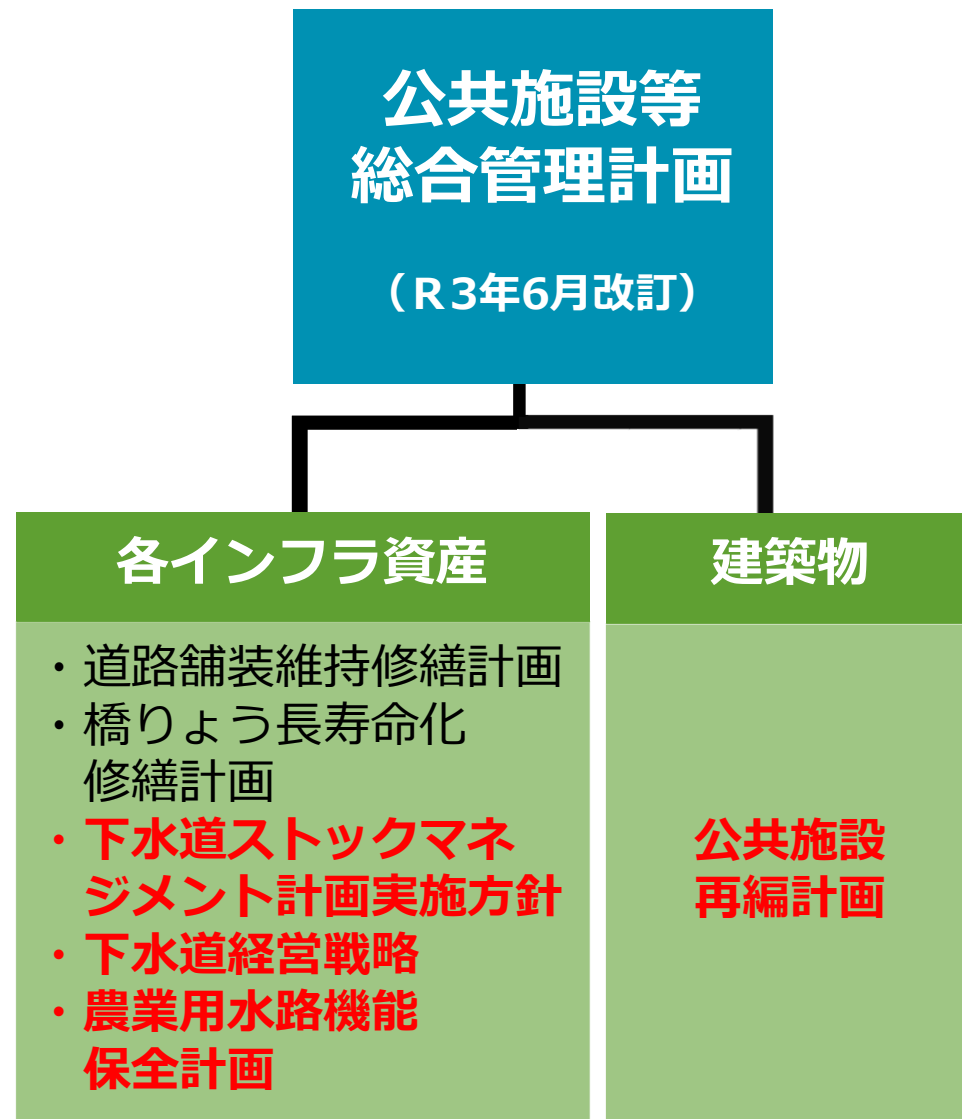
建築物の計画

今回の改訂ポイント及び主旨について

【改訂前】



【改訂後】



◎ 寒川町公共施設再編計画の策定

- 建築物に対する実行プランである公共施設再編計画を
2021年（令和3年）3月に策定

◎ 各インフラ資産の保全計画策定並びに見直し

- 次の計画を令和2年度中に策定し、令和3年度より実施
 - ・ 道路舗装維持修繕計画
 - ・ 橋りょう長寿命化修繕計画
 - ・ 公共下水道事業経営戦略
 - ・ 公共下水道事業ストックマネジメント計画実施方針

次の計画を2017年（平成29年）9月に策定

- ・ 花川用水路 機能保全計画
- ・ 宮田排水路 機能保全計画

建築物の計画について

建築物：公共施設再編計画

【計画の対象】 町内の55施設、86棟の公共施設

【策定の目的】 公共施設の老朽化、更新財源問題、少子高齢・人口減少社会などの課題に対し、財政負担の軽減となる対策を考え、最終的には住民サービスの維持と公共施設の最適配置を目指すため

【計画の期間】 令和3年度から令和18年度の16年間

計画策定後の方針

①消防広域化による2カ所の消防拠点整備

→茅ヶ崎市との広域化が開始となる令和4年から10年間において、町内に2カ所（南部地域、北部地域それぞれ1カ所）の消防拠点整備を目指す。

②給食センター整備

→令和5年中の供用開始を目指し、センター機能の詳細について検討。

③さむかわ庭球場の改修

→給食センター整備により影響を受けるため改修し、2023年（令和5年）の供用開始を目指す。

計画策定後の方針（続き）

④公民館移転に向けての検討

→老朽化した南北公民館について、南北両地域に整備予定の消防拠点の近隣に移転することを視野に検討。

⑤学校教育施設の再編

→児童生徒数の減少により学級が減少することから、学校数の適正化を目指し、2021年から検討組織を設置しておおよそ2年程度の間に具体的な再編手法を検討。

⑥学校教育施設の当面の対応

→学校再編の検討結果が出るまでの間、現行の機能維持のため、外壁などの修繕を実施。

⑦地域集会所の方向性の検討

→「完全地域移管」、「一部地域移管（＝無償貸与）」、「学校教育施設への複合化」の中から、各集会所に合った今後の方針を10年後（2030年）までに決める。

⑧健康管理センター等の保健福祉施設の集約

→子育てサポートセンター、健康管理センターに加え、県福祉事務所を誘致し、役場南側の土地に集約施設を整備（リース物件を想定）。

⑨将来に向けた役場庁舎の建替えの検討

→老朽化が進み、毎年度修繕費がかさむため、将来的な建替えを検討。

各インフラ資産の保全計画について

道路：舗装維持修繕計画

- 【計画の対象】 町内の舗装された道路：約 1 6 0 k m
- 【策定の目的】 効率的な修繕の実施により、舗装修繕費の平準化と舗装の長寿命化を図り、同時に道路利用者や地域住民の安全確保に努めるため
- 【計画の期間】 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間

計画見直し後の方針

- ・ 管理指標は、「ひび割れ率」の単独指標を採用
- ・ 5 年に 1 回の点検結果に基づき優先順位をつけ、修繕工事を実施
- ・ 道路ごとに重要度を設定し、管理基準と修繕工法を設定
- ・ 予防保全による管理を実施
- ・ クラック注入等により路面を維持し、路盤以下への雨水浸入を抑制
- ・ 新技術や新工法が開発された場合、計画を見直し、効率化を目指す

橋りょう：橋りょう長寿命化修繕計画

【計画の対象】 町内の管理橋りょう：90橋

【策定の目的】 多くの橋りょうが建設から50年以上を経過する中で、今後の修繕・架替えに係る費用を縮減し、維持管理費用の増大を抑制するため

【計画の期間】 令和3年度から令和6年度の4年間

計画見直し後の方針

- ・道路法施行規則（平成26年7月改正）に基づき、5年に一度定期点検を実施
- ・計画期間は、2021年～2024年の4年間
- ・健全性の区分ごとに管理水準を設定
- ・早期措置段階の箇所は、5年以内に優先して修繕
- ・予防保全段階の箇所は、予算内で計画的に対策を実施
- ・「予防保全型」の維持管理を実施

下水道：公共下水道事業経営戦略

【計画の対象】 寒川町公共下水道事業

【策定の目的】 人口減少や施設の老朽化等といった経営環境が厳しさを増す中で、現状と将来見通しを踏まえ、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくため

【計画の期間】 令和3年度から令和12年度の10年間

計画策定後の方針

- ・ 経営戦略として、4項目の経営方針と各施策を策定
- ・ 下水道事業の財源確保のため、段階的な料金改定の実施により、令和7年度までに経費回収率100%を達成を目指す

下水道：公共下水道事業ストックマネジメント計画実施方針

【計画の対象】 町内の污水管路施設：約 1 6 9 k m
雨水管路施設：約 2 5 k m

【策定の目的】 供用開始から 3 0 年以上が経過し、老朽化対策に伴う今後の事業量増加に対し、下水道事業経営を考慮した計画的かつ効率的な維持管理及び改築・更新を実施し、下水道サービスを持続的・安定的に提供するため

計画策定後の方針

- ・ 年間の事業費や事業量、総事業量を分析し、最も優れた対策を実施
- ・ 施設の役割、重要度等で予防保全か事後保全に区分し、管理

農業用水路：花川用水路 機能保全計画 宮田排水路 機能保全計画

【計画の対象】 花川用水路：4, 270m
宮田排水路：800m

【策定の目的】 各用水路・排水路の将来的な劣化予測から、効果的・効率的な対策を見出し、予防保全を実施するため

【計画の期間】 平成30年度から令和39年度の40年間

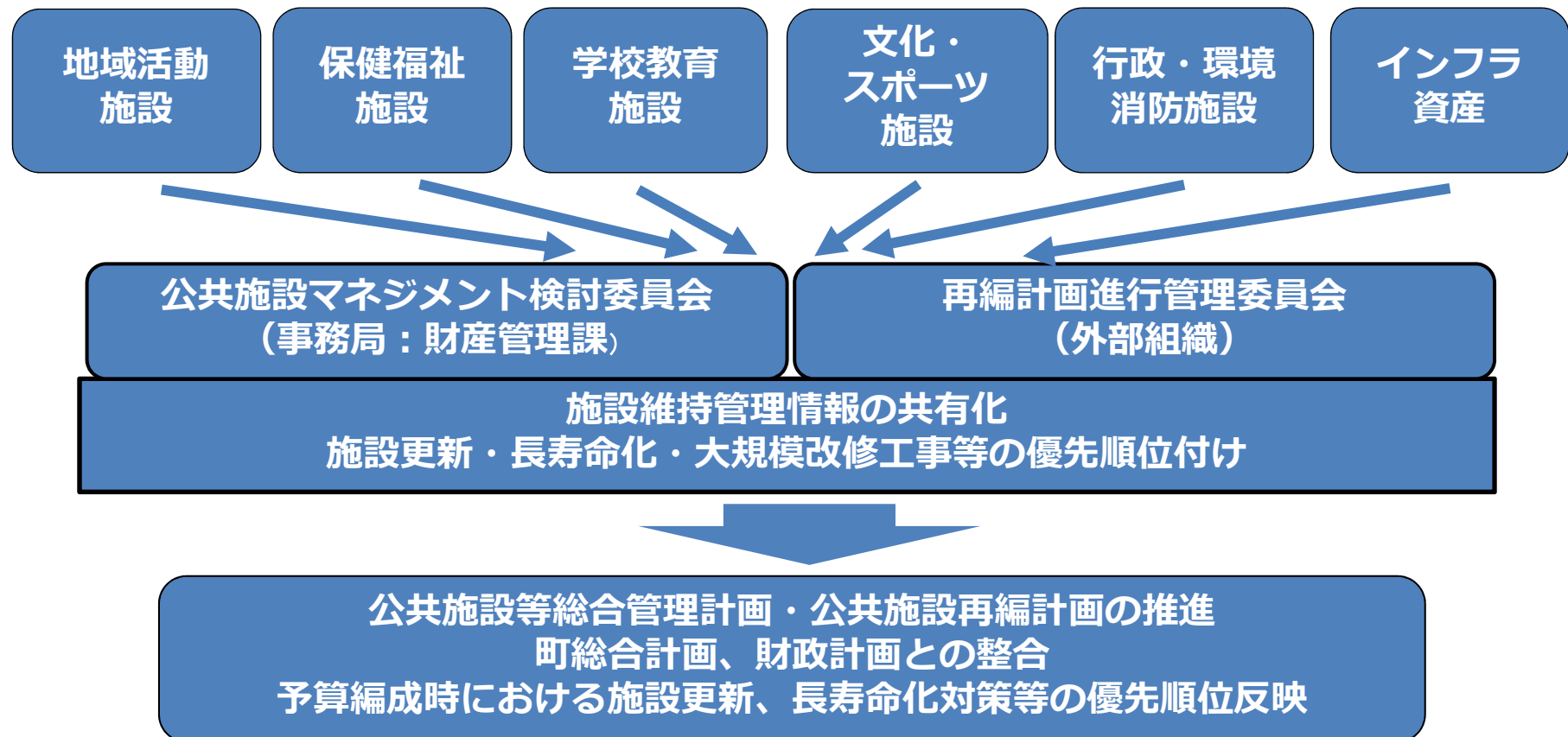
計画策定後の方針

- ・機能保全コストを算定し、比較検討の結果、土木構造物については「専門的調査結果に基づく適切な対策が求められる段階」で、補強対策を実施
- ・施設機械設備については、耐用年数で更新

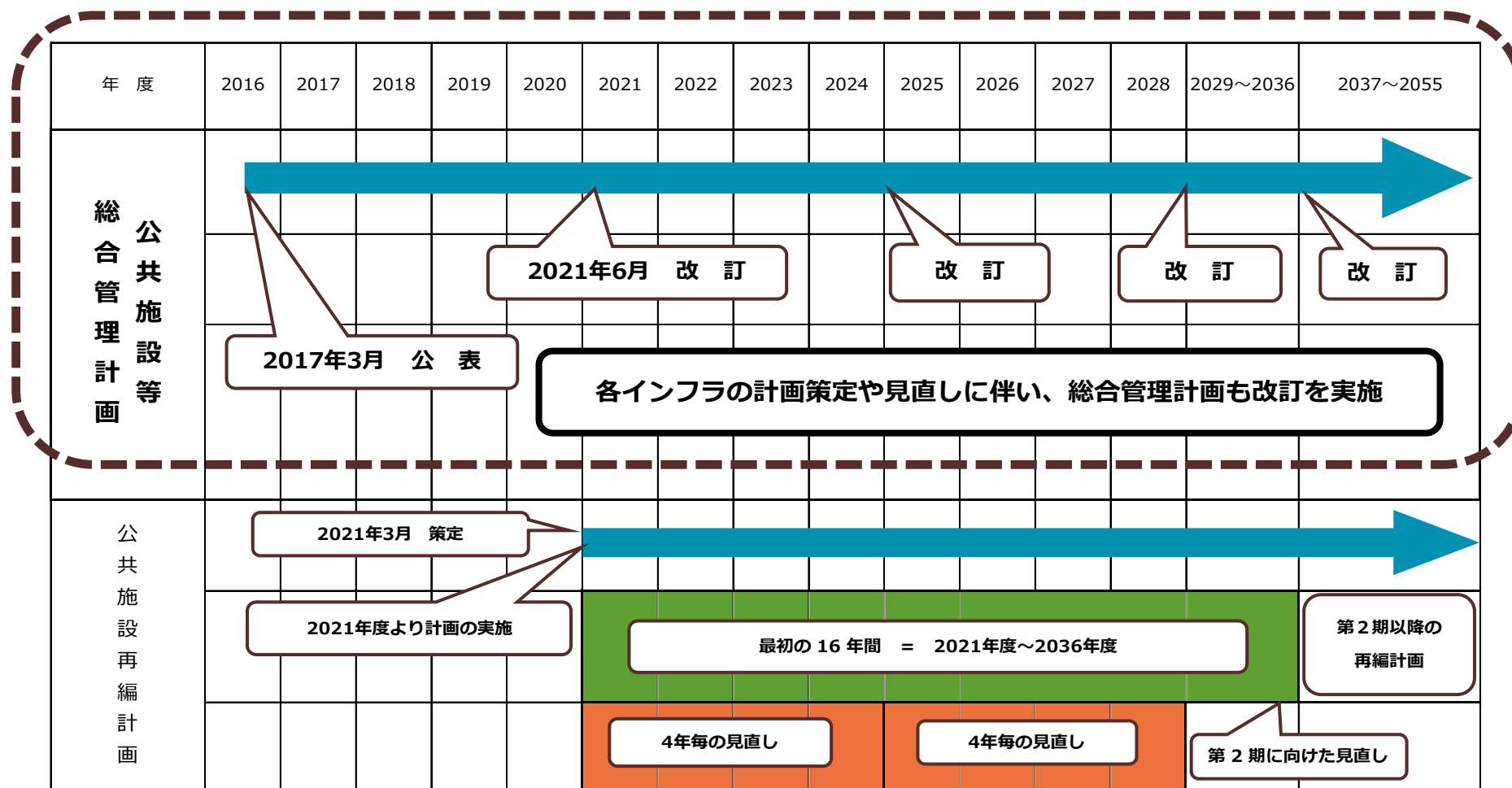
今後の進行管理について

全庁的な取組体制、情報管理・共有方策

- ・インフラ資産や建築物の全庁的な情報管理と共有については、公共施設マネジメント検討委員会において実施
- ・建築物の計画のP D C Aサイクル推進にあたり、進行管理委員会を設置し、委員による進捗状況の検証や必要な助言、提言などを頂く



今後のスケジュール



- ・再編計画及び各インフラ保全計画のPDCAサイクルにあわせて、改訂を実施
- ・町の最上位計画の「寒川町総合計画」や「財政計画」と整合性を図る

(ご意見・お問い合わせは下記まで)

総務部 財産管理課 資産経営担当

TEL74-1111 内線531 FAX75-9907

E-mail : keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp